

**災害発生から10年目に出された東京高裁、最高裁の判決文における内容  
——全国の教職員の長期休職取得の状況、在籍死亡者の数、等より災害対策  
に対する提言——**

尾崎正典 静岡過労死を考える家族の会

災害発生が平成12年、東京高裁の判決が平成20年4月24日、  
最高裁の決定が平成21年10月27日 で本件が、公務災害と確定しました。

**平成20年4月24日判決文 平成静岡地裁判決を取り消す。公務外処分を取り消す。  
東京高裁による判決文の裁判所の判断部分の一部抜粋)**

基金側の公務外認定、取り消し裁判で被災者の主張が認められ、公務上災害とされました。

本件体験入学実施によりそれまで経験していなかった尋常でない事態に次々と遭遇し、精神的にこれについていくことができず、体験児童を包容力を持ってやさしく受け入れてやることができなかつたのであって、その結果、それまで20年間培ってきた教員としての存立基盤が揺らぎ、教員としての誇りと自信を喪失し、精神的に深刻な危機に陥ることとなった上、それまで在籍児童及びその保護者と築き上げてきた緊密な信頼関係すら本件体験入学の実施により傷ついたのでないかという思いにとらわれたものと考えられる。

これにより、被災教諭は苦勞して真摯に取り組んだ本件体験入学の実施によって自分の収穫となったと感じられるものが何もなく、自らの教員としての存立基盤が揺らぎ、教員としての誇りと自信を喪失することとなって、精神的に深刻な危機に陥って、気力を使い果たして疲弊、抑うつ状態になったと考えられる。……

本件体験入学実施期間中から胃痛やのどの痛み等で体調を崩し、そのころから睡眠障害、朝がつらいという自覚症状、胸が締め付けられて息苦しいという自覚症状や精神的な落ち込みに苦しみ、その後専門家医による治療を受けて一時的に改善に兆しが見えたものの、

職場復帰の日が近づくにつれて病状が悪化し、無力感、劣等感、自責の念、罪責感、自信喪失等により、職場に復帰するのがつらく、自ら命を絶つことで楽になりたいと思い詰めて自殺したものであり、これによれば被災教諭は本件体験入学実施期間中に本件体験入学実施による精神的重圧によりうつ病に罹患し、復職間近になって重症化し、うつ病に基づく自殺企図の発作によって自殺したものと認められる。……

本件体験入学の実施の公務としての過重性は優に肯定することができる。このような場合に当該公務員が几帳面、まじめ、職務熱心、責任感、誠実、柔軟性にやや欠けるという

うつ病に関係の深い性格傾向を有していたこと理由に、当該公務員を公務災害の対象としないことが法の趣旨であるとは、到底解することができない。

5 本件処分の違法

以上によれば、被控訴人が被災教諭の自殺と公務との間の相当因果関係を否定して本件処分（公務外災害認定処分）をしたことは違法であるというべきである。

6 被控訴人の当審における主張に対する判断（災害基金の主張）

（平成14年、公務外災害であると認定、平成15年、同審査請求棄却、平成16年審査

請求棄却、平成 17 年再審査請求棄却、(災害基金が却下の採決を下している事。)

(うつを発症させる程度に過重なものであったとは、到底評価をすることができない。

教諭の個体側要因によるもの、、、公務起因性を認めることはできない)

(以上、災害基金の主張)と主張するが、いずれも採用し難いことは既に説示したとうりである。したがって、**災害基金の上記主張はいずれも採用することができない。**、、、

結論

**控訴人(被災者側)の請求を棄却した原判決(平成 16 年地裁判決)は不当であるからこれを取り消し本件処分を取り消すこととして、主文のとうり判決する。**

この判決を受けて基金支部は平成 20 年最高裁に上告

**平成 21 年 10 月 27 日最高裁 決定 主文、上告棄却**

**裁判官全員一致の意見で主文のとうり決定する。最高裁判所第 3 法廷**

判決の出た頃、平成 20 年、**全国で教職員の長期休職者が年間、**

**8578 人そのうち 5400 人が精神疾患によるものであると公表されています。**

**新人採用者のうち辞職者 315 人がありました。そのうち 88 人が精神疾患に依ります。**

**東京都内では長期休職者が 788 人、そのうち精神疾患が 540 人、**

**長野では長期休職者が 321 人、そのうち精神疾患 171 人、**

**福井長期休職者 52 名、精神疾患 35 名、**

**宮崎長期休職者 95 名、精神疾患 51 名、、、在籍死亡者数が年間 600 人弱で推移しているとお聞きしました。**

その多くに 1) のような事例、**教育委員会のパワハラ、福祉事務所のパワハラ、校長によるパワハラ、児童による問題行動、児童同士のけんか、養護学級での過剰な刺激、トラブル、や問題行動のある児童による学級崩壊、注意欠陥障害、多動性障害、中学生による暴力事件、上司によるパワハラ、災害への直面、学習放棄生徒多発、発病後休めない状態の強要、父兄による無理な要請、担任への信頼のない父兄の言動、担任批判、長時間勤務、担当業務の過重化、事故、等、担任への校長の叱責による責任回避、初任者研修中の強引な指導叱責、不用意な言動、多動性児童による授業の破壊、配慮のない指導教諭による新任教諭への叱責、**でも多くが発生していると考えられます。

(参考、尾崎裁判、田村裁判、木村裁判、深澤裁判、森田事案、)

考察

公務災害の認定までの長さについて。災害は発生原因がありその関連の災害を防ぐためにいち早くその原因と対策を検討しなければならないが、災害を検証するシステムに問題があります。**その災害の原因が被災者個人の特性にあり公務は何らその原因でない、という災害基金側の基本論理のために災害を減少させようとする行動がおさえられています。**原因追及の時点でも、管理側などの責任回避の圧力が強く、事実が表に現れにくい状態が発生しています。検証に時間がかかり**裁判の場合 10 年の歳月が検証に必要な場合が少なくない。その場合結果が出たときにはすでに災害の事実を伝える職場にも其の臨場感はないのです。真摯に聞く態度もすでに失われています。どのような災害であったかも風化しています。その為、反省を促すためのパワハラ当事者も、改善を要する組織の担当者もすでに立ち去った後**

の場合が多い。併せて災害基金は災害を検証するのではなく災害を隠べいし認めないという業務も本来の業務として任されているため、彼らの敵対するのは災害の発生原因ではなく、被災者の弱点と問題点を指摘することである。そして裁判に勝ち被災の事実を法的に消し去ります。教職員の災害が発生した場合、その学校の校長が申請の基本的な書類を地域の教育委員会に提出してそれが県の教育委員会経由で県の福利課に籍を置く災害基金に書類が回ります。災害基金の支部長は各県の県知事で、任命権者のおおもと、なのです。

そこを通過して審査されるため、尾崎裁判などでは内容について、ことごとく否定されています。体験児童は障害が少ない通常の少しの障害のみといい、重大な教育目的を強調しています。適切な十分な支援体制と強調し、多くの事実は隠されました。公務による災害があったら認められるという考えはすぐに打ち砕かれ、災害基金は認めない機関だとすぐわかります。その結果、裁判するしかない。が公務災害認定の為の実情なのです。すでに19年前から変わりません。**発生原因の調査が正確に行われるか、事案の問題点をいち早く現場に展開させることができていることは長期休業者、平成20年の数をみれば一目瞭然といえるのではないのでしょうか。**其のうえで問題なのは災害基金が裁判で負けた場合その原因調査の資料の訂正がなされているか。おそらく否であります。そこにわずかに残る改善の手がかりもおそらく単に敗訴事案としてあえて消し去る態度が事実とすれば嘆かわしいことだと考えます。つまり**積極的に災害の発生を防ぐためにはより速い認定作業と、その認定比率の大幅な引き上げにより対策への行動の迅速化、が必要な改善**なのです。

一般企業の製造する商品を考えてみると商品の不具合の発生に置き換えてみましょう。

不具合はその原因を5段階さかのぼって原因の本質に行きつき改善する。通常このように考えられていて、直ちに対策を取り原因を減らす努力を重ねます。直ちにまず対策を第一に手探りでも試していくことが大切です。しかし、労働災害の、公務災害基金の対応には、まず、公務災害と認めないという大前提から始まり、そこにある多くの発生原因に目を向け改善を検討することもあえてしません。指示も出ません。つまり**不具合が発生したという改善のための価値に気が付くことなく不具合の発生の対策を怠る、明らかな姿勢を見せています。誰も好き好んで傷付いたり発病を(精神疾患)することはありません。そこには明確な原因が眠っています。**

この事案の場合多くの問題点が挙げられます。

尾崎裁判事案

1、年初その**障害の段階程度により既に養護学校での指導教育が決定されたもの**を何故教育委員会、福祉事務所は安易に変更をするのか。**教育委員会は優柔不断で危険な行為に踏み出しています。**

2、児童は家庭の養育上の能力、家庭での暴力的しつけ等のために**家庭から養護施設に法的措置で保護されている児童**です。なぜ安全の確認もされないで家庭に戻すのか、まず福祉事務所は家庭に戻す確認から始めるべきではないか。しかしそれもせず、その間一度も指導にも確認にも家庭に向いていないのはなぜか。**法的解除の処理はされていません。**しかし家庭に戻されています。**福祉事務所が違法に近いことを実施しているのです。**

3、 在籍児童は入学前の幼稚園等で強いいじめを体験児童から受けていました。**在籍児童の障害と必要な配慮は特に、大切です。**教育委員会、学校長へは保護者から多くの情報と危険に対する懸念に対する文章も複数挙げられています。**記録を見ると多くの危険が在籍児童を襲っています。**それは在籍児童が障害を持つからこそ危険と思われることも含まれます。明らかに健常児と対応は変えなければなりません。この間、記録を見て危険回避に適切な動きを見せているとは思えません。

授業にならない場合が多く、**被災教諭は在籍児童を校長室に何度、何度も避難させています。**

4、 **養護学校の児童を仮にも預かり教師は指導をします。教諭に養護学校の指導教諭の免許を持たないでやらせるのは無理があります。これも法的に違法といえます。**

一般的な体験入学は普通学校の養護学級レベルの児童が養護学校に入学するために行われることはあります。これはそれを受け入れる養護学校の教諭に指導上の免許がある為問題にはなりません。その逆は免許がなければだめなのです。これは明らかに**教育委員会、学校長の危険な違法行為です。**

5、 **福祉事務所、教育委員会学校長による親に入学が無理なことを体験させその混乱から親にあきらめてもらう企画と打ち合わせの、正式書類が残る、これは教育委員会、福祉事務所、学校長によるパワハラで、**このような目的のために大切な教育現場を使ってはいけません。法的に教育目的を逸脱しております。教育関係上層部の倫理観が欠如しています。

6、 このような体験入学は2日～3日で行うのが最長で、半月にわたる企画はあり得ないと専門家は話しています。そのうえ教育上の適性を調査するには2日、養護学校での教育的躰などの崩壊は2日目から教諭の背中をけるなどで出始めており3日目にその改善が認められない点からも養護学校による教育的成果で帰宅、普通学校養護学級へは難しいことが明らかで続ける必要はないといえる。**安全のために中止を判断することが求められています。続けることは明らかに児童、教諭に対して安全配慮義務を怠っています。**校長教頭をはじめ在職教諭が誰もこのような体験入学は経験がありませんでした。福祉事務所教育委員会にも記録はありません。ここで問題なのは、各部署が、このような企画の適切な日程を把握していない無知があります。そのうえで福祉事務所、教育委員会、が企画しているため、校長の自ら中止を判断する力は働きませんでした。しかし、福祉事務所も教育委員会も積極的ではなく投入した人材の回数を見ても人任せで自分が決定をする。という姿勢は見られず指示を出して、それぞれ人に、任せています。

7、 **教室内で起こった危険な出来事は在籍障害者の教育上の今後の成長を閉ざす恐れのあるトラブルも懸念されました。明らかに児童の教育上のマイナス面も多くありました。在籍児童に対する危険はワンランク重度の障害のある児童との合同授業の強要によるものであり危険な企画といえます。**この場合教育委員会福祉事務所の責任が大きいです。

在籍児童はその後連続3日、教諭も3日休んでいます。

**教諭は途中で声が出ない、教室でたおれてしまっているなどの症状を見せています。**

**養護教諭が校長に報告しています。教頭、教育委員会担当が授業の穴埋めに参加していません。しかし、それでもその後、続けられました。危険の認識はどうだったのでしょうか。**

8、 学校長は障害者の就学に関する打ち合わせを体験入学後実施することから克明な記録を被災教諭に校長の指示で取らせましたが、打ち合わせは行われませんでした。**福祉事務所は電話 1 本でダメでした。との連絡だけで、就学指導のための名目は消え去っています。**しかし教諭は長時間をかけ自宅残業で、明確な記録を作り児童の今後の障害の調査の提案や障害に対する改善のための難しさと児童の障害の特殊性に配慮すべき点と可能性も感じさせた報告書を作っています。しかしそれは福祉事務所にも教育委員会にも校長にも意味のないものでした。それが目的ではなかったのです。**就学指導も会議も行われませんでした。次の年、再度、親が体験児童の地元小学校に入学を申請したのはその様な、ずさんなしめくりも原因でありました。福祉事務所と教育委員会、学校長の体験児童の親に入学を諦めてもらう為に実施した体験入学で一人の被災者が発生しました。**

福祉事務所は何の反省もしておりません。教育委員会も何の反省も痛みもありません。校長も何の痛みもありません。災害基金は全く災害という認識はありません。再発もするし、当事者でないためなおさら、すぐに忘れます。

この被災した教諭は私の家族で、私たちはその後、苦しみ、断腸な思いと、家族を亡くす恐怖と身体症状をお互いに克服し、日々長い間、支えあい生き延びてきました。被災教諭が、障害を持つ子供を自宅で退職後指導したいという本人のライフプランは今、家族が想像で描くしか姿を見せません。